



# 情報(第 110 号)



令和 3 年 1 月 8 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

# トランスジェンダーの女性トイレ使用



## 1 性同一性障害者をめぐる事件

前号に続き、その他ハラスメント禁止の一環として、一つの事件を紹介します（東京地判令 1. 12. 12 労働判例 1223-52）。

経済産業省の国家公務員であるトランスジェンダー（生物学的性別は男性で自認している性別は女性）（原告）が、次の要望をしました。この内、最も問題となったのは(2)の女性用トイレ使用です。

- (1) 女性の身なり（服装、髪型及び化粧）での勤務を了承すること。
- (2) 女性用休憩室及び女性用トイレの使用を認めること。
- (3) 健康診断において乳がん検診を受けられるようにすること。
- (4) 出勤簿の名札の色を男性用の青色から女性用の赤色に変更すること。
- (5) 書類、システム等における名前及び性別を女性に変更すること。
- (6) 電子メールアドレス及びアドレス帳の名前を変更すること。
- (7) 身分証の名前及び写真を変更すること。

## 2 事案の概要

- (1) 原告は、平成 10 年頃から女性ホルモンの投与や性同一性障害の専門医によるカウンセリングを受け、平成 11 年には性同一性障害と診断される。平成 20 年頃からは、私的な時間の全てを女性として過ごすようになる。
- (2) 平成 21 年 9 月 26 日から、e 医師（性別違和を主訴とする患者を診察する精神科医）の診察を受けるようになった。性同一性障害に関する診断と治療のガイドラインの手順に沿って、平成 22 年 7 月 22 日付け、性同一性障害であると診断。
- (3) 継続的に女性ホルモンの投与を受け、遅くとも平成 22 年 3 月頃までには、血液中の男性ホルモンが低下し、「性欲、性機能の抑制をもたらしていると判断できる。このことより、性衝動に基づく性暴力の可能性は低いと判断される」と診断される。また、遅くとも平成 29 年 7 月頃までには、男性としての性機能を喪失したと考えられる旨の診断を受ける。
- (3) 平成 20 年頃から、私的な生活の中で公共施設等の女性用トイレや女性用更衣室等を使用したことを原因として問題が生じたことはない。逆に、経産省の男性用トイレを使用していたときに、男性がその場にいた原告を見て驚き、同所から出ていくということが度々あった。
- (4) 原告の容姿、仕草、発声等は、女性そのもので、職場の内外で原告が性別を問われたり、男性に間違われることはなく、原告が経産省の庁舎内の女性用トイレを使用していることに関する他の職員からのクレームやトラブルも一度もない。
- (5) 性別適合手術を受けておらず（平成 24 年頃に手術を受けることを考えていたが性器部分の皮膚アレルギーが再発する等で受けられなかった）、戸籍上の性別

変更もしていない。また、カミングアウトをしたくないとの意向を有していた。

### 3 経済産業省(使用者)の対応

経済産業省は、原告が女性トイレを使用するためにはカミングアウトが必要として、女性用トイレの使用を認めておらず、その理由は、平 26 年 1 月 31 日に原告と面談した担当官発言に集約されています。

即ち、原告にカミングアウトや障害者用トイレ(男女共用)の使用を要求し、「私が女性トイレに行ったら捕まりますよね。女性からセクハラだなんだと言って、普通、私が女性トイレに入ったら警察来て、捕まえていきますよ。痴漢と同じ条例で捕まると思う」との認識でした。

### 4 裁判所の判断

性別は、社会生活や人間関係における個人の属性の一つとして取り扱われており、個人の人格的な生存と密接かつ不可分のもので、真に自認する性別に即した社会生活を送ることができることは、重要な法的利益として、保護される。専門医から性同一性障害との診断を受けて、自認する性別が女性であるから、前項のトイレに係る処遇は、法的利益を制約するもので違法としました(120 万円の慰謝料支払命令)。

### 5 不相当な発言

経済産業省の別の担当官において(平 25 年 1 月 17 日面談)、「なかなか手術を受けないんだったら、もう男に戻ってはどうか」と発言したことについて、裁判所は、「原告の性自認を正面から否定するものであるといわざるを得ない。個人がその自認する性別に即した社会生活を送ることができることの法的利益の重要性に鑑みれば、法的に許容される限度を超えたものというべきである。原告に対する業務上の指導等を行うに当たって尽くすべき注意義務を怠ったものとして、違法の評価を免れない」と判示しています。

### 6 性自認に沿った対応

簡潔にまとめますと、性同一性障害者と認定されている者には、その自認に沿った対応が求められることとなります。

なお、性同一性障害を有する被保険者又は被扶養者から、被保険者証に通称名の記載を希望する旨の申し出があったときは、氏名の表記方法を工夫する取扱いがあります。ただし、被保険者証が本人確認書類として利用されていることに鑑み、裏面に戸籍上の氏名を確認できるようにし、性別表記はそのままです。(平成 29 年 8 月 31 日保保発 0831 第 3 号/保国発 0831 第 1 号/保高発 0831 第 1 号)。

当法人ではハラスメント研修・相談窓口の受託を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>